

大阪司法書士協同組合の組合員の皆さまへ

団体総合生活補償保険のご案内

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険期間 令和7年8月1日午後4時～令和8年8月1日午後4時（1年間）

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「パンフレット別冊」を必ずご確認ください。

アクセス方法は、本パンフレット「ご注意事項」をご覧ください。



申込締め切り日を過ぎても随時中途加入可能です。

（毎月20日〆切翌月1日補償開始）

ご家族の方・個人組合員が雇用する補助者の方
もご加入いただけますので、ぜひご検討ください！

団体割引10%適用!!

（※）前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
締切日

令和7年7月3日（木）

加入申込票、預金口座振替依頼書（ネット口座振を利用されない場合）が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

大阪司法書士協同組合

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締め切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：ご指定の口座から毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に、引き落としさせていただきます。（分割12回払）
第1回保険料の引き落としは、令和7年8月です。



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、「加入申込票」のご提出が必要です。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

お問い合わせは

代理店・扱者

大阪司法書士協同組合

所在地：〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目7番6号
みのるビル7F

TEL：06-6941-7129

FAX：06-6941-7123

株式会社 島本保険事務所

所在地：〒541-0056

大阪市中央区久太郎町4-1-3

TEL：06-6252-4528

FAX：06-6245-4686

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部公務開発室

所在地：〒540-8677

大阪市中央区北浜4-3-1

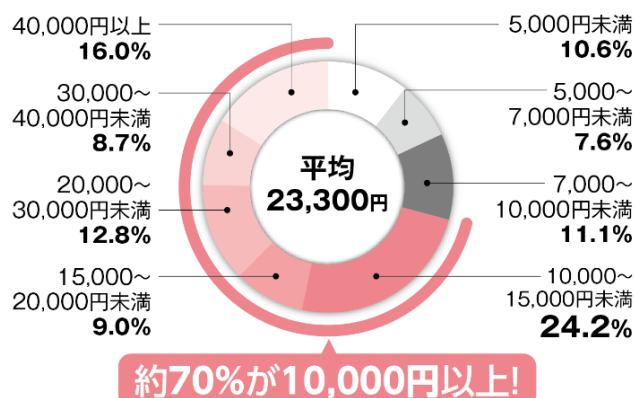
TEL：06-6233-1536

大阪司法書士協同組合

ケガ・病気による入院の実態

Pick up!! データでみる 入院時の自己負担額

入院時 1 日あたりの自己負担費用は、平均 **23,300 円** です。



生命保険文化センター

「令和元年度 生活保障に関する調査」より

※入院時の主な費用には、食事代や差額ベッド代、特殊な検査・治療・薬剤費、諸雑費等を含みます。高額療養費制度を利用した場合は、利用後の費用となります。

※集計ベース：過去 5 年間に入院し、自己負担金を支払った人。

💡高額療養費制度 ※2023 年 2 月現在

同じ月に支払った医療費が高額になった場合、自己負担額に上限が設けられています。年齢（70 歳以上か否か）や、月収・医療費総額等によって異なります。高額療養費制度をはじめとした公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）



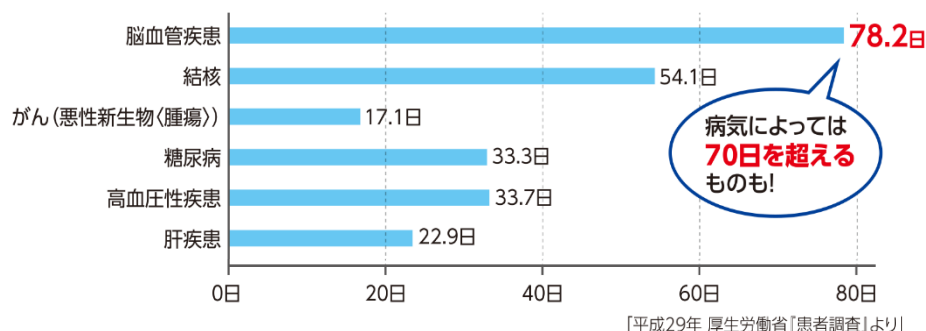
<例>

40代／年収約370万円～約770万円、100万円の医療費で、窓口負担（3割）が30万円かかる場合

※ $80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ により、212,570 円を高額医療費として支給し、実際の自己負担額は、87,430 円となります。

平均入院日数

▼主な病気別の退院患者の平均入院日数



入院時の自己負担額が高額になることや、入院期間が長期にわたることも考えられますので、万一の入院に対する事前の備えが大切です。



5つのメリット

1 団体割引 10%適用

この契約は団体契約で10%の団体割引が適用されます。



2 短期間の入通院も補償

- ケガの場合は万一の入院はもちろん、通院だけでも1日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。



3 簡単なお手续

- 医師の診査は必要ありません。病気を補償するセットにご加入される場合でも、健康状況告知書にご記入いただくだけで、お申込みいただけます。
- 加入申込票のご提出だけで、お申込みは完了です。保険料はご指定の口座より引き落としさせていただきます。さらに、自動継続方式を採用していますので、次年度以降、加入内容の変更または脱退のご連絡がない限り自動継続となります。したがって、継続加入漏れの心配もありません。



4 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。



5 えらべるオプション補償

複数のオプションから、ニーズに合った補償を選べます。

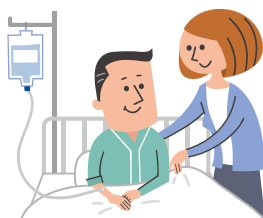


基本補償

この保険は、ケガと病気の保険です。
次のような場合に保険金をお支払いします。



ケガにより 180 日以内に
後遺障害が発生したとき
または亡くなったとき



ケガや病気で
入院したとき



ケガや病気で
手術を受けたとき



ケガや病気で
通院したとき



病気で放射線治療を
受けたとき



三大疾病と
診断されたとき

※ケガのみセットにご加入の場合、病気の補償はありません。補償内容は次ページでご確認ください。
疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。

セットと保険金額

1 口あたり

補償区分		ケガ＋病気		ケガのみ	
		E	B	Z	Y
傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※1)	500 万円	500 万円	450 万円	220 万円
	傷害入院保険金日額 ^(※2)	3,000 円	3,000 円	3,000 円	2,000 円
	傷害通院保険金日額	2,000 円	2,000 円	2,000 円	1,000 円
疾病	疾病入院保険金日額 ^(※3)	3,000 円	3,000 円	—	—
	疾病通院保険金日額	2,000 円	2,000 円	—	—
	三大疾病診断保険金額	50 万円	—	—	—

- (※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。
- (※2) 手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。
- (※3) 手術を受けた場合は疾病手術保険金(入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)、放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。

月払保険料

1 口あたり

加入限度口数 5 口

満年齢	E	B	Z	Y
生後 15 日～4 才	1,750 円	1,720 円	被保険者の 年齢に関係なく 1,320 円 (注)被保険者の年齢 制限はありません。	被保険者の 年齢に関係なく 690 円 (注)被保険者の年齢 制限はありません。
5 才～9 才	1,660 円	1,630 円		
10 才～14 才	1,530 円	1,500 円		
15 才～19 才	1,540 円	1,510 円		
20 才～24 才	1,610 円	1,570 円		
25 才～29 才	1,790 円	1,680 円		
30 才～34 才	1,970 円	1,770 円		
35 才～39 才	2,100 円	1,800 円		
40 才～44 才	2,270 円	1,810 円		
45 才～49 才	2,640 円	1,960 円		
50 才～54 才	3,010 円	2,180 円		
55 才～59 才	3,840 円	2,520 円		
60 才～64 才	5,600 円	3,080 円		
65 才～69 才	7,430 円	4,070 円		
70 才～74 才	9,800 円	5,510 円		
75 才～79 才	12,780 円	8,320 円		
80 才～84 才	14,870 円	12,390 円		
85 才～89 才	15,410 円	13,770 円		

● 年齢は保険始期(令和7年8月1日)時点での満年齢となります。

オプション



基本補償のセットをお申込みの方のみ
ご加入いただけます。

- オプション補償のみのご加入はできません。
- 基本補償のセットの加入口数にかかわらず、オプション補償の加入限度口数は1口です。

※オプション補償のセット(介護一時金を除きます。)のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

日常生活賠償保険金 日本国内の事故については示談交渉サービス付

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路に立入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。

(詳細は引受保険会社ホームページに掲載している「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」をご覧ください。)

C セット	保険金額	1 億円
	月払保険料	130 円

例えば
こんなときに



自転車で通行人に
ケガをさせた



階下の他人宅に
水ぬれ損害を与えた

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。

補償の対象となる家族の範囲は引受保険会社ホームページに掲載している「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご覧ください。

携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

M セット	保険金額(免責金額 3,000円)	30 万円
	月払保険料	180 円

例えば
こんなときに



ハンドバッグを
ひたかれた



スキー板を
折ってしまった

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

葬祭費用保険金

病気・ケガでお亡くなりになり、葬祭費用が発生した場合に保険金をお支払いします。

K セット

保険金額

100 万円

例えば
こんなときに



病気・ケガでお亡くなりになり、
葬祭費用が発生した

被保険者の満年齢	月払保険料	被保険者の満年齢	月払保険料
生後 15 日～4 才	140 円	45 才～49 才	260 円
5 才～9 才	20 円	50 才～54 才	430 円
10 才～14 才	20 円	55 才～59 才	660 円
15 才～19 才	40 円	60 才～64 才	1,070 円
20 才～24 才	40 円	65 才～69 才	1,770 円
25 才～29 才	40 円	70 才～74 才	2,840 円
30 才～34 才	60 円	75 才～79 才	4,880 円
35 才～39 才	90 円	80 才～84 才	8,640 円
40 才～44 才	150 円	85 才～89 才	24,870 円

◎年齢は保険始期(令和7年8月1日)時点での満年齢となります。

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、保険期間中に日本国内で先進医療を受けた場合に保険金をお支払いします。

F セット

保険金額

1,000 万円

月払保険料

70 円

例えば
こんなときに



がんの治療のため指定病院で
先進医療を受けた

(注)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。詳細は、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の『先進医療費用保険金』をご覧ください。



介護一時金 本人介護

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。被保険者が要介護状態となり、その要介護状態がフランチャイズ期間30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

G セット

保険金額

100 万円

例えば
こんなときに



仕事中に事故にあい、
身体に障害が残り、
要介護状態となった

被保険者の満年齢	月払保険料	被保険者の満年齢	月払保険料
生後 15 日～4 才	10 円	45 才～49 才	20 円
5 才～9 才	10 円	50 才～54 才	50 円
10 才～14 才	10 円	55 才～59 才	110 円
15 才～19 才	10 円	60 才～64 才	250 円
20 才～24 才	10 円	65 才～69 才	600 円
25 才～29 才	10 円	70 才～74 才	1,360 円
30 才～34 才	10 円	75 才～79 才	3,020 円
35 才～39 才	10 円	80 才～84 才	7,820 円
40 才～44 才	10 円	85 才～89 才	15,790 円

◎ 年齢は保険始期(令和7年8月1日)時点での満年齢となります。

(注)「要介護状態」とは、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。詳細は、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の『介護一時金』をご覧ください。



ご注意事項（必ずお読みください）

重要事項のご説明、健康状況告知書ご記入のご案内、ご加入内容確認事項、その他ご注意事項

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、引受保険会社ホームページに掲載しています。保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、**必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。**
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

＜重要事項のご説明、健康状況告知書ご記入のご案内、ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください＞



図録（MS&AD型）

保険契約者・お申込人となれる方・被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は大阪司法書士協同組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は大阪司法書士協同組合の組合員に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、①大阪司法書士協同組合の個人組合員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）および組合員が雇用する補助者
②大阪司法書士協同組合の組合員である司法書士法人の代表社員、使用司法書士およびこれらの家族（代表社員・使用司法書士の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および代表社員・使用司法書士と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

特約・保険金の種類

この制度で募集する各プランにセットされている特約は以下のとおりです。

特約名	保険金の種類	
傷害補償（MS & AD型）特約	傷害保険金	傷害死亡保険金
		傷害後遺障害保険金
		傷害入院保険金 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日
		傷害手術保険金
		傷害通院保険金 支払限度日数:90日 支払対象期間:180日
疾病補償特約 ・特定精神障害補償特約セット	疾病保険金	疾病入院保険金 支払限度日数:180日 支払対象期間:1,095日
		疾病手術保険金
		疾病放射線治療保険金
		疾病通院保険金 支払限度日数:30日 支払対象期間:180日
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	三大疾病診断保険金	
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	
携行品損害補償特約 ・新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	
葬祭費用補償特約	葬祭費用保険金	
先進医療費用保険金補償特約 ・特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金	
介護一時金支払特約 ・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	介護一時金 <u>本人介護</u>	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	—	

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



■メンタルヘルス相談
平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00
■上記以外
年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回 50 分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00~17:00

■子育て相談(12 才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問・ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。